

# 中小企業いばらき

●ビジネス大百科

中小企業・小規模事業者関係予算・税制改正のポイント  
(平成27年度補正予算案、平成28年度予算案等について)

2

2016 February  
No.688



photo : 中央会創立60周年記念講演会・式典・祝賀会

## CONTENTS

- 1 … ビジネス大百科
- 7 … ニュースフラッシュ
- 12 … インフォメーション
- 15 … 理事長インタビュー
- 16 … 日本列島組合最前線
- 18 … 業況レポート
- 20 … 中央会だより

## 中小企業・小規模事業者関係予算・税制改正のポイント (平成27年度補正予算案、平成28年度予算案等について)

平成27年度補正予算案、平成28年度予算案が閣議決定した。平成27年度補正予算案で中小企業庁関係は1,380億円と予備費996億円を計上。また、平成28年度予算案で経済産業省は昨年度と同額の1,111億円を計上した。重点項目として①中小企業の生産性向上支援、②TPPを活用した中小企業の海外展開支援、③小規模事業者の持続的発展支援、④地域経済の活性化・新陳代謝の促進、⑤事業環境の整備を掲げ、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」強化に向けて、切れ目のない支援策を講じていく。

### 1. 中小企業の生産性向上支援

#### ○ものづくり・サービスの新展開（ものづくり補助金）

#### ■ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 1020.5億円<平成27年度補正>

試作品やサービスの開発、生産工程の改善のための設備投資を支援。

- ①機械設備の取得費用などを補助（一般型）  
1件あたり1,000万円上限（補助率2/3）
- ②複数の事業者が共同して取り組む場合、補助上限額を引き上げ  
最大5社までの共同体で、1事業者あたり1,000万円上限（補助率2/3）
- ③設備投資を伴わない小規模な額での取組も補助（小規模型）  
1件あたり500万円上限（補助率2/3）
- ④大幅な生産性向上※に取り組む場合は、補助上限額を引き上げ  
1件あたり3,000万円上限（補助率2/3）  
※投資利益率5%以上

#### ○省エネ設備の導入

#### ■中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業 442.0億円<平成27年度補正>

設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設し、効率的な省エネ設備（空調、工業炉、給油など）への更新を支援。

補助率：設備取得費用の1/3

#### ○ものづくり・サービスの事業者連携（サポイン事業等）

#### ■戦略的基盤技術高度化・連携支援事業 139.7億円<平成28年度当初>

・特定ものづくり基盤技術※を用いて、中小企業の共同体が取り組む製品化につながる可能性の高い研究開発を最長3年間支援。

ものづくり：1件あたり4,500万円上限  
(初年度、補助率2/3)

※中小ものづくり高度化法に基づき指定された「特定ものづくり基盤技術」が対象、同法に基づき「特定研究開発等計画」認定されることが必要。

・中小企業が、他の事業者及び大学・公設試等と連携して行う革新的なサービスモデル※の開発を最長2年間支援。

サービス：1件あたり3,000万円上限  
(初年度、補助率2/3)

※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、「異分野連携新事業分野開拓計画」と認定されることが必要。

#### ■中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業 11.0億円<平成27年度補正>

中堅・中小企業が、革新的な技術シーズを事業化に結び付ける「橋渡し」機能を有する機関と行う共同研究を支援。

1件あたり1億円上限（補助率2/3）

#### ○下請事業者の自立化・取引の適正化

#### ■中小企業取引対策事業 13.9億円

<平成27年度補正、平成28年度当初>

・親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小により売上げが減少する下請事業者が、新分野進出のために行う試作開発、展示会出展などの取組を支援。

1件あたり500万円上限（補助率2/3）

・下請事業者同士が連携して行う調査研究や設備導入などを支援。

1件あたり2,000万円上限（補助率2/3）

- ・各地の下請かけこみ寺において、親事業者との価格交渉で必要となるノウハウの個別相談やセミナー等を行うとともに、代金未払いや取引中断など企業間取引におけるトラブルについて相談対応を行う。

## 2. TPPを活用した中小企業の海外展開支援

### ○農商工連携等による海外展開

#### ■ふるさと名物応援事業 40.0億円

##### <平成27年度補正、平成28年度当初>

- ・農商工連携や地域資源を活用したふるさと名物の開発等の取組を支援。
  - 1件あたり500万円上限（補助率2/3）
- ・具体的には、新商品・サービスの開発のための設備や原材料費、販路開拓に向けた展示会出展費などを補助。
- ・計画の策定段階から販路開拓まで、中小機構の農商工連携等の専門家が支援。

#### ■農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業 10.0億円<平成27年度補正>

- ・先端技術を活用して農業生産・加工・流通・販売といった各工程を結びつけた付加価値を向上させる体制の構築を支援。
  - 1件あたり1億円上限（補助率1/2）

### ○JAPANブランドの育成

#### ■ふるさと名物応援事業 40.0億円

##### <平成27年度補正、平成28年度当初>

- ・中小企業グループが、地域産品や技術等の強みを活かした①ブランド戦略の策定、②戦略に基づく海外展開の取組を支援。
  - ①専門家への謝金、海外現地調査のための渡航費などを補助。
    - 1件あたり200万円上限（補助率 定額）
  - ②新商品開発、海外展示会出展等を最大3年間支援。
    - 1件あたり2,000万円上限（補助率2/3）

### ○海外展開戦略の策定

#### ■中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 34.3億円<平成27年度補正、平成28年度当初>

- ・新たに海外展開を目指す中小企業を対象に、海外展開計画の策定を支援。
  - 1件あたり140万円上限（補助率2/3）
  - ※農商工連携等による海外展開を目指す場合、上

限200万円。

- ・具体的には、海外現地調査のための渡航費、通訳費などの補助とともに、海外ビジネスに精通した専門家が海外展開計画の実現を支援。
- ・また、海外現地に相談窓口を設置<sup>\*</sup>。パートナー企業の発掘、法務・税務・労務、拠点設立から移転・撤退までの諸手続について、海外現地事情に詳しい専門家が相談対応を行う。
  - ※13か国20か所に中小企業海外展開現地支援プラットフォームを設置（今後も新設予定）

### ○海外展開に挑戦する中小企業への支援体制

#### ■海外展開戦略等支援事業 59.9億円

##### <平成27年度補正>

- ・ジェトロの専門家が事業者に寄り添い、各種支援策を活用しつつ、技術開発から戦略策定や市場獲得までを総合的に支援。
- ・また、経済産業省が主体となり、国、自治体、支援機関等で構成されるコンソーシアムを創設し、全国各地での相談体制の整備、強化を行う。

### ○知財を活用した海外展開

#### ■知財を活用した海外展開のワンストップ支援 19.7億円<平成28年度当初>

- ・ジェトロを通じて、海外での中小企業の知財リスクへの対策費用を支援。
  - ①模倣品に関する調査、業者に対する警告・行政摘発手続までの費用を補助。
    - 1件あたり400万円上限（補助率2/3）
  - ②現地企業から知財侵害で訴えられた場合の弁護士相談や訴訟等の費用を補助。
    - 1件あたり500万円上限（補助率2/3）
  - ③冒認商標<sup>\*</sup>に対する異議申立や取消審判請求、訴訟等に要する費用を補助。
    - 1件あたり500万円上限（補助率2/3）
    - ※海外企業等がブランドを盗み権利を取得したもの。
- ・海外での知財訴訟リスクへの対策のため、中小企業を会員とした全国団体の団体保険制度「海外知財訴訟保険」を創設し、中小企業の掛金を補助。（補助率1/2）
- ・中小企業や地域ブランドの海外展開に際して、知財の専門家を海外現地に配置し、出願、侵害対策までワンストップで情報提供や個別相談対応を行う。
  - ※これらの業務を行う者は公募にて決定。

### 3. 小規模事業者の持続的発展支援

#### ○小規模事業者の販路開拓等（持続化補助金等）

##### ■小規模事業者支援パッケージ事業（持続化補助金等） 100.0億円＜平成27年度補正＞

・小規模事業者\*が、商工会・商工会議所と一体となって実施する販路開拓の取組を支援（持続化補助金）。

1件あたり50万円上限（補助率2/3）

※従業員数20名以下

（商業・サービス業は5名以下）

・具体的には、販路開拓用のチラシ作成、商品パッケージ制作、集客力を高めるための設備導入などの費用を補助。  
・雇用者の増加や買物弱者対策、海外展開に取り組む場合、1件あたりの上限額が100万円。

##### ■小規模事業者対策推進事業 51.6億円

＜平成28年度当初＞

・「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所が行う小規模事業者の事業計画の策定・実施支援など伴走型の指導を受けることができる。

#### ○資金繰り支援（マル経融資）

##### ■小規模事業者経営改善資金融資事業 40.0億円 ＜平成28年度当初＞

・商工会・商工会議所の経営指導を受け、経営改善に取り組む小規模事業者は、無担保・無保証人・低利で融資を受けることができる。

貸付限度額 2,000万円

貸付利率 1.15%（平成27年12月現在）

貸付期間 運転資金7年以内、設備資金10年以内

### 4. 地域経済の活性化・新陳代謝の促進

#### ○よろず支援拠点・専門家派遣

##### ■中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点） 59.7億円

＜平成27年度補正、平成28年度当初＞

・中小企業・小規模事業者が抱える販路拡大、経営革新、資金繰りなどの様々な経営課題について、全国のよろず支援拠点で相談を受けることができる。  
・経営診断や技能指導等の専門家の派遣を受け、3回まで無料でアドバイスを受けることができる。

#### ○人材不足等に悩む中小企業の支援

##### ■中小企業・小規模事業者人材対策事業 18.1億円 ＜平成28年度当初＞

・若者・女性・シニア等多様な人材を発掘し、地域中小企業への紹介、定着を支援。

・具体的には、地域の実情に応じ、企業向け・人材向けセミナー、合同就職説明会、社員の定着に向けた研修等を行う。

・また、以下の厚生労働省の関係施策とも連携し、支援を行う。

###### ①職場定着支援助成金

雇用管理改善につながる制度の導入・実施により従業員の職場定着に取り組む事業主等への支援について、支給対象分野の拡大\*等を行う。  
※健康・環境・農林漁業分野等に限定していた支給対象をすべての分野に拡大。

###### ②両立支援等助成金

育児休業取得者の代替要員の確保等を行う中小企業への支援について、支給額の増加\*等を行う。

※代替要員確保コースの支給額について1人あたり30万円から50万円に増加。

#### ○商店街・中心市街地の活性化

##### ■地域・まちなか商業活性化支援事業 30.3億円 ＜平成27年度補正、平成28年度当初＞

・商店街や中心市街地において、商業施設等の設備、買物弱者サービスや子育て・高齢者支援サービスの提供、外国人観光客の消費取り込みなどの取組を支援。（補助率2/3、1/2）

#### ○創業・第二創業の支援

##### ■地域創業促進支援事業 8.5億円

＜平成28年度当初＞

・若者や女性など創業を目指す方の店舗借入費や設備導入費などの創業費用を支援\*。

1件あたり200万円上限（補助率2/3）

・事業承継を契機に、新分野に挑戦する第二創業者の在庫処分費や解体費などの廃業コストなどを支援\*。

1件あたり1,000万円上限（補助率2/3）

※産業競争力強化法に基づく認定市区町村から創業支援を受ける中小企業が対象。

## ○事業承継・事業再生支援

### ■中小企業の事業承継、事業再生支援 58.4億円 <平成28年度当初>

(事業承継)

- ・各地の事業引継支援センターで、事業承継についての相談や後継者不在の事業者へのマッチング等を支援。
- ・また、「承継円滑化法」の改正により、親族内の場合にしか認められていなかった遺留分特例制度\*が、親族外の後継者にも適用される。

\*生前贈与した株式を遺留分（遺族の生活保障のため、遺族に留保される相続財産の一定割合）の対象から除外。

- ・加えて、中小企業の後継者の方が現経営者から会社の株式を承継する際には、相続税や贈与税が軽減される特例制度（事業承継税制）を活用することができる。

(事業再生)

- ・各地の再生支援協議会で、事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱えている事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定を支援。

## 5. 事業環境の整備

### ○きめ細かな資金繰り支援

#### ■中小企業・小規模事業者への資金繰り支援

##### 966.2億円<平成27年度補正、平成28年度当初>

- ・日本政策金融公庫や商工中金が、新事業や海外展開等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して低利による資金供給を行うとともに、生産性向上に向けた取組に対する資金供給の円滑化、災害等が起きた際の円滑な資金繰りを支援。

- ・信用保証協会が、金融機関による融資に対して保証を行い、中小企業・小規模事業者の円滑な資金供給を支援。

\*拡充・創設する主な制度

#### ①まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度

地域の雇用を生み出すなど地域活性化に貢献する中小企業・小規模事業者が設備投資等を行う場合、各貸付利率から更に0.1%引き下げて融資する。

貸付限度額 各貸付制度に規程する貸付限度額

#### ②ソーシャルビジネス支援資金(国民生活事業のみ)

待機児童・介護離職ゼロを実現するため、保育・介護サービス事業者に対して最優遇金利（基準利率から0.9%引下げ）で融資する。

貸付限度額 7,200万円

#### ③海外展開・事業再編資金

新たに海外展開を行う上で必要となる資金（現地の市場調査費等）について基準利率から0.4%引下げで融資を行い、TPPを契機として海外展開を図る者を支援する。

貸付限度額	中小企業事業	7億2,000万円
	(運転資金)	2億5,000万円)
	国民生活事業	7,200万円
	(運転資金)	4,800万円)

#### ④企業活力強化資金

訪日外国人観光客向けの設備投資を行う者に対して通常より低利で融資を行い、更なる外国人観光客の需要獲得に向けた支援を行う。

貸付限度額	中小企業事業	7億2,000万円
	(運転資金)	2億5,000万円)
	国民生活事業	7,200万円
	(運転資金)	4,800万円)

#### ⑤事業承継・集約・活性化支援資金

小規模事業者の事業引継ぎ・事業承継等を促進し、新陳代謝を図るため、小規模事業者の事業を承継する者に対して、低利融資を行う。

貸付限度額	中小企業事業	7億2,000万円
	国民生活事業	7,200万円

#### ⑥借換保証

信用保証協会において、返済条件緩和などの条件変更を実施しているものの、経営改善の可能性が高い中小企業・小規模事業者に対して複数債務を一本化し、新規融資を受けやすくするための保証（借換保証）を実施する。

#### ⑦信用保証協会による積極的な経営支援

条件変更を繰り返す中小企業・小規模事業者などの経営改善を促進するため、信用保証協会において、地域金融機関等と連携した経営支援の取組を一層強化する。

### ○知的財産を融資につなげる

#### ■中小企業知財金融促進事業 1.0億円 <平成28年度当初>

- ・中小企業の知財の価値が見える化し、金融機関からの融資につなげる取組を支援。
- ・具体的には、中小企業の特許や技術等がどのようにビジネスに貢献し、利益を生み出しているのか、調査会社が「知財ビジネス評価書」を無料で作成。

## ○消費税の転嫁状況の監視・検査

### ■消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業

**32.1億円<平成28年度当初>**

- ・転嫁Gメン474名体制で、円滑かつ適正な転嫁が行われるよう書面調査や取締りを実施。

## ○消費税軽減税率導入に向けた準備の支援

### ■消費税軽減税率対策予算 995.8億円<平成27年度予備費>170.0億円<平成27年度補正>

- ・消費税軽減税率制度の導入に伴い、複数税率に対応した区分経理等を行う必要のある事業者に対して支援。

①複数税率に対応するための新たなレジの導入を支援

1件あたり20万円（補助率2/3、※3万円未満のレジ購入の場合3/4）

②複数税率に対応するための受発注システムの改修を支援。

小売事業者の場合、1件あたり1,000万円（補助率2/3）

卸売り事業者等の場合、1件あたり150万円（補助率2/3）

- ・また、中小企業団体等を通じて、制度の周知や窓口相談対応等を行い、消費税軽減税率制度の円滑な実施に向けて、きめ細かい支援を行う。

## 6. 税制改正で事業活動を後押し

### ○新たに取得する機械装置の固定資産税の軽減（新設）

#### ■新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

- ・中小企業が生産性を高める機械装置を新たに取得した場合の固定資産税（1.4%）を3年間にわたって1/2に軽減する。

- ・法の認定計画に基づき取得する機械装置（新品）が対象となる。

適用期限 平成30年度末までの投資

### ○少額の減価償却資産の取得価格の損金に算入（延長）

#### ■中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例

- ・従業員1,000人以下の中小企業が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計額300万円を限度に全額損金算入（即時償却）できる。

- ・例えば、マイナンバー制度への対応のため、パソコンや金庫、ソフトウェアなどを取得した場合にも利用できる。

適用期限 平成29年度末まで

### ○交際費を損金に算入（延長）

#### ■中小法人の交際費課税の特例

- ・交際費等の800万円までの損金算入、または接待飲食費の50%までの損金算入を選択適用することができる。

適用期限 平成29年度末まで

### ○外国人旅行者向けの消費税の免税手続（拡充）

#### ■地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

- ・免税の対象となる一般物品の最低購入金額を1万円超から、5千円以上に引き下げる。

- ・商店街区内に所在するショッピングセンターの店舗は、商店街の組合員でなくとも、商店街と免税手続カウンターを共同活用することができる。

適用期限 なし





## アクモス 株式会社

<http://www.acmos.co.jp>

— 人と技術と感動を —

プロフェッショナルサービスプロバイダーのアクモスグループです

〒319-1112 茨城県那珂郡東海村村松2713-7

TEL: 029-270-5555 FAX: 029-270-5531

JASDAQ 認証コード 6888	本社	つくば事業所
	東京都千代田区神田小川町三丁目26-8 03-5217-3121	茨城県土浦市卸町1-1-1 関鉄つくばビル2F 029-834-3391